

## 障がいを理由とする差別の解消のための

# 合理的配慮の提供を支援します

小田原市では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを推進するため、事業者や地域の団体等が、お客様として訪れたり、自らが雇用する障がいのある方に必要な合理的配慮を提供するための費用を助成します。

### 「合理的配慮の提供」ってどんなこと？

障がいのある方の様々な場面での行動や活動を妨げている社会的な障壁を除去するために行う必要で合理的な取組で、それを行うための負担が過重でないもののことを言います。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、事業者にも合理的配慮の提供について努力義務が課せられました。

## 1 助成を受けることができる方

市内に事務所、事業所などを持つ次の方

- ・ 事業者などの民間の事業者
- ・ 自治会、その他市長が必要と認める団体

## 2 助成の対象となるもの

- ・ 物品等の購入・・・上限額 10万円

【例】 筆談ボード、折り畳み式スロープ、車いす対応カウンター など

- ・ 工事の施工・・・上限額 20万円

【例】 スロープ、手すりなどの設置、段差の解消 など

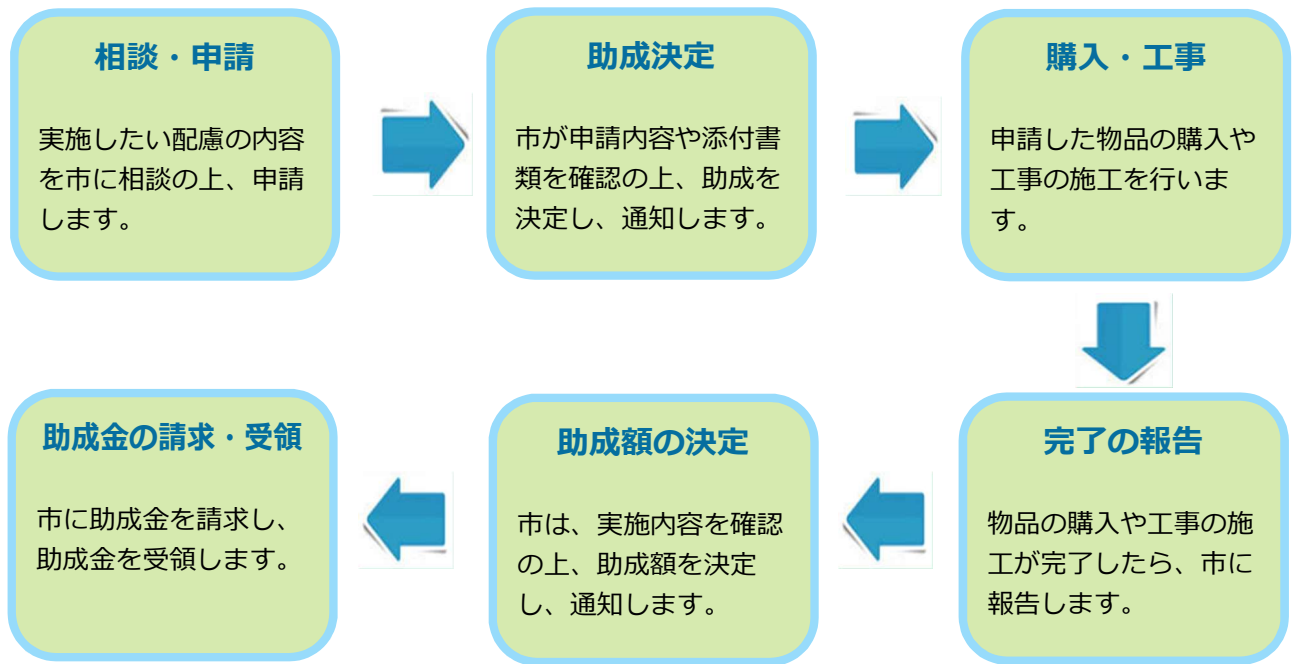
- ※ 予算の範囲内で助成します。  
申請の状況により助成額が調整される場合があります。

## 3 申請受付期間

令和2年（2020年）4月10日(金) から  
令和3年（2021年）2月26日(金) まで



## 4 助成金を受けるまでの流れ



※ 申請様式は、市ホームページからダウンロードできます。

### ※ 参考 合理的配慮の提供のための物品の事例



電子式筆談ボード



双方向呼出機



段差解消材



センサー付き音声案内機



音声色彩判別装置



昇降脚テーブル



### お問い合わせ

小田原市福祉健康部障がい福祉課

TEL 0465 (33) 1446

FAX 0465 (33) 1317